## 特例民法法人は、平成 24 年度決算が公益認定・一般認可パスのためのラストチャンス

申請作業を進めて行くとわかってくるのですが、公益認定・一般認可を受けるためには少なくとも「平成 16 年基準」の公益法人会計基準に基づいて財務諸表(以下、決算書と表記します。)を作成している必要があります。「少なくとも」という意味は、「平成 16 年基準」が改定されて「平成 20 年基準」が存在するからです。

公益法人として従来の主務官庁から指導監査を受けていたときに、決算書を見て何か言われることはなかったと思います。専門外の事項でしたから。それゆえに、法人ごとにさまざまな書式で、"収支計算"を中心にした決算が実施されて来ました。

公認会計士による会計監査を受ける法人でなければ、会計処理方法や決算書を気にすることはなかったのです。しかし、このような状況では認定・認可のために必要な"法人の財政や 損益の状況"が明確にわかりません。

「平成 16 年基準」とは何か、一言で説明することは難しいですが、"損益計算"がポイントになります。例えば、固定資産を持っていれば、減価償却費を正味財産増減計算書(損益計算書)に計上していなければなりません。

「従来、減価償却費なんて、決算で計上して来ませんでした。」という場合には、過去の決算を 修正する必要があります。そのやり方は、過去に遡って決算書と作り替えるのではなく、過年 度分の修正額を直近の決算書にまとめて計上して構いません。

移行認定・認可の申請には、直近の決算書を添付するため、平成 24 年度決算でこの過年度 損益修正を計上していないと、適正な決算をして来なかったことになってしまいます。

平成24年度決算が、過去の間違いを修正できるラストチャンスなのです。